

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（確認申請書に添える図書等） 第四条（略） 2 浄化槽を設置する建築物の確認申請書には、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和六十年厚生省令・建設省令第一号）第三条の規定による浄化槽設置届を添えなければならない。ただし、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十二条の五第四項の規定による同意を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>（確認申請書に添える図書等） 第四条（略） 2 浄化槽を設置する建築物の確認申請書には、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省令・建設省令第一号）第三条の規定による浄化槽設置届を添えなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。